

日常生活自立支援（福祉サービス利用援助事業）実施要綱

社会福祉法人

宜野座村社会福祉協議会

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）実施要綱

制 定
平成31年3月25日

（目的）

第1条 日常生活自立支援事業（以下「事業」という。）は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）とし、事業実施にあたっては事業の一部を宜野座村社会福祉協議会（以下「宜野座村社協」という。）に委託できるものとする。

（事業の対象者）

第3条 事業の対象者は、次のいずれの要件にも該当する場合とする。

- 1 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な者で、福祉サービスの利用者や利用料の支払いなど、日常生活を営む上で必要な事項につき、自己の判断で適切に行うことが困難であると認められるもの。
- 2 支援計画に定める援助に係る契約内容について認識し得る能力を有していると認められる者又は当該能力が不十分であっても、後見人等の中で本人に対する援助の開始に必要な契約を締結することができる者。

（初期相談体制の確保）

第4条 本会は、事業実施にあたっては、各市町村社会福祉協議会や関係機関との連携を図り、本人はもとより、家族、民生委員児童委員、保健師、行政機関等多様な経路からの相談に対応できる体制を確保するものとする。

- 2 本会及び宜野座村社協が行う相談の過程で、本事業による援助が困難な者については、市町村及び関係機関等への連絡、調整等適切な対応を行う

（申請の受付）

第5条 この事業による支援を受けようとする者は、書面により宜野座村社協に申請するものとする。

（判断能力等の評価及び判定）

第6条 申請を受けた宜野座村社協は、本人の意向を十分に尊重しつつ、また、親族、民生委員児童委員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知又は障害の程度、内容、判断能力の程度、また、必要に応じて生活状況、経済状況等を調査、把

握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、事業の対象者の要件に該当するか否かについて判断を行う。

2 1の判断にあたって、事業の対象者の要件に該当するか否かについて疑似が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応する。

3 宜野座村社協は、事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するとともに、他制度の利用等必要な援助を行う。

(支援計画の作成)

第7条 宜野座村社協は、申請者が事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、援助の内容や実施頻度等を記入した支援計画を作成する。

2 支援計画に定める援助の内容は次に掲げるものを基準とする。

- (1) 福祉サービスについての情報提供及び助言
- (2) 福祉サービスの手続き援助（申込手続き同行・契約締結）
- (3) 福祉サービス利用料の支払い等
- (4) 苦情解決制度の利用援助

3 本事業の目的を達成するため、前項各項に加えて「日常的金銭管理サービス」や「書類預かりサービス」を支援計画に盛り込むことができる。

4 支援計画は、必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等事業の対象者の状況の確認を踏まえ、定期的に見直しを行う。

(契約の締結)

第8条 宜野座村社協は、作成した支援計画が契約内容の一部となることを明らかにした上で契約を締結する。

2 支援計画により行う援助の内容のうち、福祉サービスの利用契約の締結等の法律行為にかかわる事務を行う場合には、代理権を授与された上で必要であることから、代理権を含むことを本人に十分説明をし、理解を得た上で、契約内容に代理権を含むものとして契約上その権限の範囲を定める。

3 契約しようとする内容と本人の判断能力の関係で、本人の契約締結能力に疑似が生じた場合には、契約締結審査会に諮る。その結果、契約しようとする内容について見直しを求められた場合には、本人の同意を得てその内容を見直すものとする。

4 契約の締結にあたっては、本人の死亡等による事由により、契約を終了する際に預かり書類等の引越し先が不明であることなどにより、混乱が生じないように十分調整を行うよう努めるものとする。

5 実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた親族等に対し、定期的な報告を行う。

(職員の配置)

第9条 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。

- (1) 相談業務

(2) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）に係る連絡調整に関する業務。

(3) 専門員の指導及び支援の業務

(4) 研修、調査研究及び広報啓発の業務

2 専門員は次の業務を行う。

(1) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務

(2) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務

(3) 生活支援員の指導及び監督業務

(4) 研修、連絡会議及び広報啓発業務

3 生活支援員は、次の業務を行う。

(1) 専門員の支持を受けて、具体的援助を提供する業務

(2) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

4 本会及び宜野座村社協は、事業に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

(利用料)

第11条 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

2 利用料は次の通りとする。

(1) 1時間当たりの利用料を1,200円とする。ただし、1時間を超える場合は、30分毎に400円を加算するものとする。

(2) サービス実施に必要な交通費については、利用者の負担とする。徒歩・自転車は無料、バスは実費、自動車・バイクは1Kmあたり10円とする。

(3) 「書類等の預かりサービス」については、利用者の実費負担とする。

3 利用料は、契約書において具体的に明記する。

(運営適正化委員会への定期的な報告等)

第12条 本会は、運営適正委員会に対し、本事業の実施状況（契約締結審査会による審査を含む。）について定期的に報告するほか、当該実施状況に運営適正化委員会が行う調査に努力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときはこれを尊重する。

(研修)

第13条 本会は、第9条の2に掲げる専門員及び同条の3に掲げる生活支援員等本事業の実施のために配置する職員のほか、広く日常生活自立支援事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。

(普及及び啓発)

第14条 本会は、県内の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉が実施されるよう、普及及び啓発に努める。

(雑則)

第15条 本会は、本事業の円滑な実施を図るため、契約締結審査会並びに関係機関連絡会議を別に定めるところにより設置する。

2 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

本実施要綱は、平成31年4月1日より実施する。